

生活用水を確保するための施設整備など、中山間地域での日常の暮らしを支える仕組みづくりを支援

◆補助先：市町村等

◆実施主体：①市町村等、②3戸以上で給水施設等を運営管理する団体、③市町村が補助を必要と認める集落

◆補助率：総事業費から地元負担金を控除した額の1／2以内(災害復旧の場合は2／3以内)

(1) 生活用水の確保

◆補助対象事業(ハード及びソフト)

- ・生活用水を確保する仕組みづくりのための調査・検討等
- ・地域の実情に合わせた方法での給水施設の整備
- ・既存施設の補修、管理の利便性を向上させるための整備
※事業費100万円以下の小規模な修繕等は除く
- ・施設維持管理にかかる負担軽減等のためのデジタル技術を用いた施設管理の仕組みの整備

◆補助対象経費

- ・調査、検討に要する経費
- ・給水施設、水源管理道の整備、補修に要する経費
(デジタル技術の導入に要するものを含む)

(2) 净水装置の整備

◆補助対象事業(ハード)

- ・南海トラフ地震発生時等に孤立が想定される集落への浄水装置の整備



◇例 净水装置

◆補助対象経費

- ・浄水装置の整備に要する経費

◆補助対象外経費

- ・避難所及び避難場所に整備するもの

◆補助条件等

- ・市町村等の財政負担の義務付け
- ・補助対象地域：地域振興5法+「辺地法」に規定する「辺地」に該当する地域の内、南海トラフ地震発生時等に孤立が想定される集落

◆補助対象外経費

- ・用地取得、補償経費
- ・用地測量・補償物件調査、給水施設の水源調査の委託業務経費
- ・市町村事業における施工監理委託経費 等
- ・消火栓、防火水槽等

◆補助条件等

- ・国交省所管の簡易水道事業その他、国庫補助事業の対象外の事業
- ・市町村等の財政負担の義務付け
- ・1事業当たりの上限額3,000万円
(デジタル技術の導入に係るものは別途、上限額300万円)
- ・補助対象地域：地域振興5法+「辺地法」に規定する「辺地」に該当する地域



◇例1 取水堰の整備



◇例2 給水ポンプの更新



◇例3 ろ過装置の整備



◇例4 デジタル技術の導入